

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

Point

1

アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
※希望すればメール等で労働条件通知書をもらうことも可能です。

Point

2

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！

Point

3

アルバイトでも、残業手当があります！

Point

4

アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！

Point

5

アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます！

Point

6

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません！

Point

7

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時
土・日・祝日：午前9時～午後9時

0120-811-610

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！
また、通知書は大切に保管しましょう！！



労働条件通知書

※シフトの設定（始業・終業の時刻、休日、勤務日など）に当たって、**学業とアルバイトの両立に配慮してください。**

殿		年 月 日
会社等の名称と所在地 _____		
使用者の職名と氏名 _____		
契約期間	1 期間の定めなし 期間の定めあり（2～4は「期間の定めあり」の場合に記入） 2 契約期間（年 月 日～年 月 日） 3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 4 契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度・能力・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）]	
就業の場所		
従事する業務		
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無 （有（1週 時間、1か月 時間、1年 時間）、無） （有の場合でも法定時間を超えて労働させることはありません。） ※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。（なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げする場合もある。） ※2 変形労働時間制や交代制の採用の有無（有・無） 有の場合、詳細は別途定める。	
休日及び勤務日	1 勤務日：毎週 _____ 曜日、その他（ ） （週毎に勤務日が定められていない場合は）週・月当たり _____ 日、その他（ ） 2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 _____ 日 3 休日：毎週 _____ 曜日、国民の祝日、その他（ ）	
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 _____ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） _____ 日 時間単位年休（有・無） 2 その他の休暇 有給（種類： _____）、無給（種類： _____）	
賃 金	1 基本賃金 イ 月給（ _____ 円）、ロ 日給（ _____ 円） ハ 時間給（ _____ 円）、ニ その他（ _____ 円） 2 諸手当の額又は計算方法 （ 手当 _____ 円 / 計算方法： _____ ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、所定超（ _____ ）% ロ 休日 法定外休日（ _____ ）% ハ 深夜（ _____ ）% 4 賃金締切日（種類： _____）—毎月 _____ 日、（種類： _____）—毎月 _____ 日 5 賃金支払日（種類： _____）—毎月 _____ 日、（種類： _____）—毎月 _____ 日 6 賃金の支払方法（ _____ ） 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無 ， 有（ _____ ）） 8 昇給（有（時期、金額等 _____）、無） 9 賞与（有（時期、金額等 _____）、無） 10 退職金（有（時期、金額等 _____）、無）	
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続（退職する _____ 日以上前に届け出ること） 2 解雇の事由及び手続（ _____ ）	
その他	1 社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その（ _____ ）） 2 雇用保険の適用（有・無） 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 _____ 担当者職氏名 _____（連絡先 _____）	